

議第60号

京都市民生委員の定数に関する条例の制定について

京都市民生委員の定数に関する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市民生委員の定数に関する条例

民生委員法第4条第1項の規定により、民生委員の定数は、200以上300以下の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準とし、本市の区域の実情に応じて市長が定める数とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

民生委員の定数を定める必要があるので提案する。